

## 職員紹介手当及び継続雇用紹介手当について

### 1、紹介した職員への「紹介手当」の支給について

当法人に下記の職種の職員を紹介した職員に対し支給する。

### 2、紹介手当対応職種と支給金額

医師、正看護師（夜勤・待機可能、訪問看護）、パート看護師（日勤） ナースエイド（夜勤可能）、介護の有資格者（介護福祉士・ケアマネ【延岡地域枠】）、事務（常勤）

### 3、支給金額

① 医師、看護師 —100,000 円

② それ以外の職種 —50,000 円

③ 看護師（パート）・介護福祉士（パート） 1日 40,000 円 半日 20,000 円

\*1日—フルタイム 半日—それ以外

### 4、手順

#### ①職員紹介手当

1) 紹介したい職員がいる場合、規定の書式を作成し総務部長へ送る。

2) 総務部長、介護部長、事務長、総師長は面談などの採用試験を実施し、常勤理事会で採用を確定する。

3) 紹介された職員（【正職員パート職員問わず】が法人の事業所に継続して勤務し正式採用になった時点（入職後3カ月以上で試用期間から正式採用となった）で、紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。【その後も勤務することが前提】

4) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師、看護師 10 万円、その他 5 万円、1日 40,000 円、半日 20,000 円）

#### ②継続雇用紹介手当

1) 紹介された職員が入職して1年間継続して勤務した場合は、紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。【その後も勤務することが前提】

2) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師、看護師 10 万円、その他 5 万円、1日 40,000 円、半日 20,000 円）

### 5. 備考

①介護のみ新卒にも適用する。

②部長職以上、リクルートを任務とする職員や再就職は除外。

2023年10月10日 第8回常勤理事会

2026年1月13日 第13回常勤理事会

以上

